

日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」
ロゴマーク使用基準

朝来市・朝来市農業遺産推進協議会

朝来市・朝来市農業遺産推進協議会（以下「朝来市」という。）において作成した、日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」を普及・啓発するシンボルとして、広報を目的とした制作物や媒体等に広く使用することでその認知度を高めるとともに、日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」を未来へ継承することを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、朝来市に属する。

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ『日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）』に使用デザイン案及び利用方法がわかる資料を添えて、朝来市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国または地方公共団体において、日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」の普及啓発等を目的に使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合
- (3) その他朝来市が適当と認める場合

（使用基準）

第4条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」のイメージ及び価値を害する恐れがある場合
- (2) 第三者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 第三者に誤認または混同を生じさせる恐れがある場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(使用の承認)

第5条 第3条の規定に基づく使用の申請があった場合には、市長は、第4条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否（保留を含む）を通知するものとする。

(使用期限)

第6条 ロゴマークの使用期間は、承認の日から5年を経過する当該年度末までとし、使用期間の満了後に引き続き使用しようとするときは、あらためて第3条の規定に基づく使用の申請をし、承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(ロゴマークの表示)

第7条 ロゴマークの表示は、別に定める『日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク運用ガイドライン』（以下「運用ガイドライン」という。）に基づくものとする。

2 ロゴマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された用途のみに使用し、朝来市の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。
- (3) 使用承認を受けた商品にロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は貸し出してはならない。
- (4) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの使用基準の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講じること。

(成果物の提出)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに朝来市に提出するものとする。

(変更・中止)

第10条 ロゴマークの使用目的や方法に変更がある場合には、『日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク変更承認申請書（様式第2号）』により変更承認申請を市長にしなければならない。

また、使用を中止する場合は、『日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク使用中止届（様式第3号）』により市長へ届け出ることとする。

いずれの場合も、使用承認書を添付するものとする。

(変更の承認)

第11条 前条の規定に基づく変更承認の申請があった場合には、市長は、第4条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否（保留を含む）を

通知するものとする。

(改善の指示)

第12条 市長は、使用者が使用基準、運用ガイドラインを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後にあっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消)

第13条 前条の改善指示に従わない場合には、市長はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(使用承認の性質)

第15条 この使用基準による使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について朝来市による推奨または品質保証を行うものではない。

(使用料)

第16条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(問題への対応)

第17条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、朝来市は一切の責任を負わない。

また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに朝来市に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第18条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第19条 この使用基準に定めるものの他、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この使用基準は、令和7年6月1日から施行する。

日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク使用承認申請書

朝来市長 様

申請者 住所・所在地
氏名・名称
（代表者）

日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク使用基準を遵守することを誓約の上、下記のとおり申請します。

記

申 請 者 (法人名・代表者)			
住 所 ・ 所 在 地	〒 ー		
連 絡 先	連絡担当者氏名		
	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
使 用 の 目 的			
使 用 の 範 囲			
使用予定数量			
使 用 期 間	(自) 令和 年 月 日～(至) 令和 年 月 日		
併記する文章の内容			
その他、参考事項			

※ 使用デザイン案と法人等の概要がわかる資料を添付してください。

『通信販売などの広告に使用される皆様へ』

「特定商取引に関する法律」では、広告をする上で表示が義務づけられている項目（商品等の対価など）があります。また、虚偽・誇大な広告は禁止されています。

このほか、広告や表示は景品表示法などさまざまな法令によって規制されています。

なお、ロゴマークは法令に反すると認められる場合ご使用いただけません。

令和 年 月 日

日本農業遺産「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」ロゴマーク変更承認申請書

朝来市長 様

申請者 住所・所在地
 氏名・名称
 （代表者）

 年 月 日付け 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

申 請 者 (法人名・代表者)	
住 所 ・ 所 在 地	〒 ー
連 絡 先	連絡担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
承 認 番 号	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	

【添付書類】

- (1) ロゴマーク使用承認書（原本）
- (2) 変更後のロゴマークの利用見本
- (3) その他市長が必要と認める書類

朝来市長 様

申請者 住所・所在地
氏名・名称
(代表者)

ロゴマークの使用を中止するので下記のとおり届け出ます。

申請者 (法人名・代表者)	
住所・所在地	〒 —
連絡先	連絡担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
承認番号	
使用を中止する 対象物	
中止する理由	
使用中止（予定） 年月日	令和 年 月 日
備考	

【添付書類】

ロゴマーク使用承認書（原本）